

第7回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成29年8月9日(水) 午後1時から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 304会議室
- 3 出席委員 山口会長、中村副会長、西村委員、川上委員、神田委員
- 4 欠席委員 田中委員、山本委員
- 5 出席職員
 - ・流山本町・利根運河ツーリズム推進課
恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長、井戸課長補佐
 - ・図書・博物館 小栗図書・博物館長、北澤係長
 - ・商工振興課 渋谷経済振興部次長兼商工振興課長、柳課長補佐
- 6 事務局 福吉課長補佐、加茂副主査、星野主事、加藤臨時職員
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
 - (1) 平成29年度補助金等ヒアリング(4日目)
 - ① 流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金(流山本町・利根運河ツーリズム推進課)
 - ② 指定有形文化財修理補助金【9月補正分】(図書・博物館)
 - ③ 勤労者互助会補助金(商工振興課)
 - ④ 高年齢者等雇用促進奨励金(商工振興課)
 - ⑤ 流山商工会議所事業補助金(商工振興課)
 - ⑥ 商業振興共同施設設置等事業費補助金(商工振興課)
 - ⑦ 商業振興共同施設維持管理費補助金(商工振興課)
 - ⑧ 商店街空き店舗有効活用事業等補助金(商工振興課)
 - (2) その他
- 9 配布資料
 - (1) 第6回審議会追加要求資料

- ・シルバー人材センター補助金関係資料
- ・高齢者住宅改造費助成金関係資料

開 議 13時00分

(山口会長)

ただいまから、第7回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席5名、欠席委員2名ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

本日も、引き続き、担当課とのヒアリングを行います。

本日は、お手元の次第にあります補助金についてヒアリングを行う予定となっております。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

本日、財政部長と財政調整課長については議会の関係により欠席となります。

また、配布資料につきましては、前回の審議会で提出要求のありました「シルバー人材センター補助金」の関係資料と「高齢者住宅改造費助成金」関係資料でございます。

なお、シルバー人材センター補助金については、適正化実行プランの票を併せて配付しておりますが、表面の7「交付団体の決算状況」の記載に誤りがありましたので差し替えをお願いします。

私からは以上です。

(山口会長)

わかりました。

それでは、ヒアリングを始めますので最初の課を呼んで下さい。

【流山本町・利根運河ツーリズム推進課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いただきます。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金の内容についてですが、配付した参考資料にもありますように、流山市は、都市を経営していくために「定住人口の増加」

と「交流人口の増加」に向けた取り組みを行っています。

その中で、私たちの部署では、観光施策をとおした「交流人口の増加」に向けた取り組みを行っております。

流山本町地域と、利根運河地域の二箇所にて特化したツーリズム施策を行っておりますが、施策の中心となっているのが、この補助金であります。

両地域には、近藤勇陣屋跡や、一茶双樹記念館など、観光ポイントはあるものの、どうしても旅の楽しみとなる、飲食やお土産などの店舗が少なかったこと。また、この地域には江戸時代から、明治、大正時代の蔵や古民家が点在していることから、その活用を図るためにこの補助金を制定し運用をしています。

具体的には、出店される店舗に対して、改装費の2分の1、350万円を限度に、また、賃料補助として2分の1、月額7万円を限度として、36ヶ月の期間を設け補助しております。

平成23年度にこの補助金を制定し、現在まで8店舗が活用しました。

続きまして、答申に対する当課の実施状況ですが、平成26年度の答申で、Aの評価を頂き特に指摘事項はございませんでした。

ヒアリングの中で、市の重要な施策であることから、活用店舗を探し店舗数を増やす努力を進めて欲しいとのことでありましたことから、その後も年間1から2店舗の開店を目指し取り組んでまいりました。

本年度も、1店舗の開店を目指し、情報収集と調整に励んでいるところです。

次に、5つの基準に対する説明ですが、初めに、公益性については、先程申し上げましたように、市の都市経営上の方針である「交流人口の増加」に向けて取り組む、ツーリズム施策の重要な柱となる補助金であります。

次に、公平性については、対象となる地域は2つの地域であります。出店には、どなたでも対象者となれること。また、この補助金の効果は、各店舗自体だけでなく、交流人口増加による地域の活性化に向けての起爆剤であり、市としての活力を生む、市全体に効果を出していく補助金であると考えております。

次に、必要性については、現在、補助金ができる補助として7年目ではありますが、まだ、初期段階であり、ツーリズム環境が整ったとは言いがたい状況です。まだまだ、これから店舗を増加させる必要はあります。

観光の場合、どうしても時間がかかりますが、今後、これからの店舗を増加させるためには、必要不可欠な補助金であると考えております。

次に、効果性については、これまでの間に出店した魅力ある店舗により、地位全体としての宣伝効果が出ていると感じております。

流山本町に行って、観光し、それから美味しい料理やお茶をしようというコースが生まれ、店舗の魅力と地域の魅力が合わさり流山本町の観光が出来上がってきていると思います。

また、特に大切な部分として、補助金を受けていない店舗も、活性化し始めており、当補助金を活用した店舗からの波及効果が出始めています。

次に、適切性については、各店舗とも、補助期間も限られていることから、補助を受けている期間に経営基盤を整えるよう、商工会議所の経営指導を受けるなど適切な経営努力を行っています。

また、市に対して、店舗の来訪者数などの報告もしっかりと提出しており、市の施策の方針を決める上でも大切な情報提供を行っています。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

ありがとうございました。

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(西村委員)

来訪者数などは公表していますか。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

流山本町と利根運河の両地域を合わせたの数値となりますが、平成27年度が324,095人、この事業が始まった平成23年度が145,616人で約2倍強の来訪者となります。なお、この数値は店舗への来訪者とイベントへの参加者を合わせたものです。

(西村委員)

来訪者が増えたというのはリピーターですか。また、増えた要因は何だと思えますか。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

リピーターかどうか把握するのは難しいのですが、聞き取り調査ではリピーターも少しずつ増えているようです。

また、この地域はお店が少ないなど観光的魅力に欠けていましたが、この補助金を入れたことで古民家を利用した店舗などが増えたことや、これらの店舗がテレビ取材を受けたことなどが宣伝効果となって表れたのではないかと思います。

(山口会長)

実績は市のホームページなどで公表していますか。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

議会では質問に答えるような形で報告していますが、限られた地域の情報でありますのでホームページでの公表はしておりません。

(山口会長)

今後はPRも必要と思います。また、駐車場がないので行きにくい部分があると思いますが、何か対策はされていますか。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

旧水道局の跡地に有料ではありますが、流山本町駐車場として大型バス1台分も含め用意しています。また、ローカル鉄道として人気の高い流山電鉄の利用も含めてPRしていきたいと思います。

(山口会長)

PR はどのような所でするのですか。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

テレビ、雑誌などの取材を積極的に受けるようにしています。

(山口会長)

観光協会との連携で何か考えていますか。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

新しいものとして、利根運河のビリケンを活用したイベントや流山の新しいお土産「ふるさと産品」の開発なども考えています。

(中村副会長)

流山本町にオープンしたスープカレーのお店は、かなり短期間で閉店しましたが、要因は何かわかりますか。

飲食業が継続して経営していくというのは難しいことだと思いますが。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

大きな要因として経営者の資質の問題もあると思いますが、補助審査の面でも、商工会議所にプロの経営指導員を置いて店舗の経営状態に目を光らせてもらうなどの改善をしました。

(西村委員)

売り上げ不振ということですか。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

そうです。

(川上委員)

この事業は、補助以外の支援策は何かありますか。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

流山本町を PR する中で、併せてこのような店舗も市の魅力の一つとして紹介しています。

(川上委員)

PR 以外の援助で何かお金を出しているようなものはありますか。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

補助以外でお金を出しているようなものはありませんが、地域の活性化委員会というものがあり、キックマンなどを含む色々な企業が集まって、この地域を盛り上げていこうということをしています。

(神田委員)

来訪者の増減に季節的なものの影響はありますか。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

暑すぎ、寒すぎの影響はあります。特に2月と8月は減りますので、この時期にイベントを組むなどの工夫をしています。

(山口会長)

利根運河についても、もう少し何か活用の可能性があるように思いますがいかがで

すか。

(恩田流山本町・利根運河ツーリズム推進課長)

自然がキーワードの地域ですが、店舗が少ないというのがネックになっていますので農産物の直売所や観光案内を配置したりしてPRしています。朝市も、もう少しで100回目になります。

(山口会長)

一朝一夕でうまくいくものではありませんが、活性化に向けて頑張ってください。他になれば、以上で流山本町・利根運河ツーリズム推進課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【流山本町・利根運河ツーリズム推進課 退室】

【図書・博物館 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いただきます。

その後、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(小栗図書・博物館長)

対象となる補助金の名称は、流山市指定文化財保存等事業補助金のうち、「流山市指定有形文化財修理補助金」になります。

根拠規則となるものは、流山市文化財の保護に関する条例と流山市文化財の保護に関する条例施行規則です。

条例施行規則別表2に記載があります、流山市指定文化財保存等事業の区分のうち、流山市指定有形文化財等修理事業がこれにあたります。

また、補助対象経費は、保存修理・修景等に係る工事経費、防災等施設に係る工事経費、設計・管理料、事務経費及び記録作成経費が該当します。

補正予算要求額は、指定有形文化財修理補助金 899,000円です。

本補助金の一般的な内容・目的は、市指定文化財の所有者・管理者・保持団体に対し、文化財の適正な保存管理、保護・継承のための経費補助を行うものです。

今回の補助金交付申請の内容は、申請日が平成29年7月1日、申請者は浅間神社氏子総代秋元浩司氏、対象文化財は浅間神社境内に在る富士塚、対象事業は樹木剪定修景復元事業、事業総額1,797,930円、補助対象額はその2分の1の899,000円になります。

補助金交付申請理由は、樹木の成長による富士塚の修景復元と崩壊防止、樹木の倒壊防止にあります。その現況は、樹幹、樹枝の伸長による富士塚の修景が変化してい

ること、樹根の成長による富士塚崩壊の可能性があること、樹木倒壊により近隣家屋破壊の危険性があることなどがあります。これに対し、富士塚の修景復元と崩壊防止、樹木倒壊防止を目的として、樹木の剪定・伐採・処理を行うものです。

補正予算に計上した理由は、先ず本件相談時期が平成28年12月下旬で、その時点では未だ事業の具体的な内容や金額、実施時期、自己負担分支出額などが未定であったこと。その後、未定事項が明確になった平成29年4月より、詳細事項を検討しながら、補助金申請を行うこととしたことによるものです。

また、事業実施時期が12月から3月の冬季になるため、9月補正予算で対応することとしたものです。

説明は以上です。

(西村委員)

富士塚は流山市内にいくつありますか。

(北澤係長)

市内には3か所あり、東深井の駒形神社にあった富士塚は、石碑だけ残って山は無くなっています、西深井の浅間神社と今回、修景復元を行う流山の浅間神社の2か所は現存しており、市指定文化財は流山の富士塚だけです。

(西村委員)

富士塚が何か、今の若者に分かるのですか。

(小栗図書・博物館長)

富士塚は都内にも多く、パワースポットとして人気があり年齢に関係なく多くの人を訪れるようです。

また、流山本町界隈をめぐる人達にとっても観光スポットになっています。

この神社でも、かなりの回数のイベントをやっていますが、来訪者からは樹木が育ちすぎてか富士山の形で見えていないと言われますし、東日本大震災の時に富士塚の頂上にある石碑が傾いて危険になったため、補助金で修理を実施しています。

(山口会長)

文化財指定の範囲ですが富士塚のどの範囲を指定しているのですか。

(小栗図書・博物館長)

富士塚にある何合目の表示や石碑群などを含め全体として指定しています。

(山口会長)

他になれば、以上で図書・博物館のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【図書・博物館 退室】

【商工振興課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、早速ですが只今からヒアリングを行います。

説明の流れとして、最初に「本補助金の内容」、次に「当審議会の答申に対する担

当課の実施状況」、次に「補助金審査の判断基準である公益性から適切性の5つの基準」について5分程度で説明いただきます。

その後、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(渋谷商工振興課長)

「勤労者互助会補助金」については、平成27年10月1日付の補助金審議会の答申では、C評価とされ、自助努力という基本があり、加入率も低いことから会員増強を図る等財政基盤強化を図るよう指摘を受け、勤労者互助会へその内容を伝え、指摘を踏まえた対応を指導し、平成27年度の事業計画へ会員の増強を掲げ、機関紙ワーカーズニュースで入会を促す他、役員及び本会役員及び事務局職員が活発な勧誘に努め、若干の会員増加がありました。

また、互助会事業を見直し、優先度の高いものから改善することとし、会員を増加するにあたって単独で実施する慶弔給付金の内容を見直し、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの福利厚生事業に加入することとし、真に必要な慶弔給付事業を残し、1年の周知期間を設け、平成28年度から導入をした他、親睦事業を見直しつつ、健康面に関する福利厚生は重点事業としています。

しかし、中小零細企業は、景気の低迷から景気回復と伝えられる中でもその恩恵が廻ってこない現状あり、会費値上げも出来ず自立運営は遠いものと思料しており政策的な観点からの助成としても考えています。

次に公益性については、市内中小企業の従業員を会員とする相互扶助によって行う福利厚生事業の実施に対し助成することにより、安定した福利厚生を維持し、市内の就業者及び事業者の安定に寄与しております。

公平性については、市内中小企業を包括する商工会議所に事務局を置き、広く勤労者互助会をPRし、会員の加入促進及び周知を図っております。

必要性については、中小企業では、個店の自力による福利厚生事業の展開は、事実上困難であることから、中小企業の相互扶助による福利厚生事業の助成は不可欠であります。

効果については、従業員の健全で安定した生活と雇用機会の創出に寄与しています。

適切性については、補助金実績報告が適切に提出され、補助対象、効果、必要性は適切であり、勤労者互助会通常総会が開催され、監査人をもって収支確認が行われているほか、市からも総会に出席し、事業報告(案)、事業計画(案)の審議を確認し適切に行われております。

以上で説明を終わります。

(山口会長)

今回はC評価で会員の増強を図ることと指摘していますが、平成28年度末で46事業所、会員数で430名というのは全体の何%になりますか。

(渋谷商工振興課長)

対象となる事業所全体で3、800名居り、その内、商工会議所に加入している者

が7月現在で1, 545名、その内、勤労者互助会に加入している者が430名で46事業所となります。

昨年は43事業所でしたので、3事業所増えております。

(山口会長)

公平性の観点からも基本は会員の会費で賄うべき事業だと思います。

補助を出す以上、加入率が少なく公平性に欠けますので、会員増強にもっと力を入れてほしいというのが審議会の思いです。

会員を増やすことで補助を減らすことも可能になって行くと思います。

(渋谷商工振興課長)

健康診断などの福利厚生事業や東京ディズニーランド、東武動物公園の割引券などレジャーに対する補助等、魅力ある事業を用意し会員の増強に努めていますが、互助会のメリットが伝わってないのかなと思います。

(山口会長)

未加入の事業所に対してアンケート調査などしていますか。

なぜ増えないのか、原因がどこにあるのか理由を探らないといけないと思います。

(渋谷商工振興課長)

アンケートはやっていません。

(西村委員)

企業主の中で関心が薄いのではないかと思います。もっとPRをしていかないと、3%弱の加入では必要性がないと感じてしまいます。

(柳課長補佐)

中小企業というよりも小規模、零細の企業が多いので、どうしても入りにくいのかと思います。

訪問やアンケート調査も必要かと思いますが、会費に見合ったメリットがあるのかと感じてしまう人もいると思います。

(神田委員)

福利厚生事業の人間ドックに対する具体的な助成はどれくらいですか。

(渋谷商工振興課長)

人間ドックは、脳ドックも含めて年1回で5,000円、一般の健康診断が年1回で3,000円です。

(山口会長)

他になければ、以上で「勤労者互助会補助金」を終了し、次の「高齢者等雇用促進奨励金」について説明をお願いします。

(渋谷商工振興課長)

「高齢者等雇用促進奨励金」につきまして、平成28年度はA評価を頂き、奨励金事業を行って参りましたが、昨年の補助金審議会において算出根拠を前年度実績と同程度としたことから、根拠が乏しいとのご指摘を頂戴いたしました。これは国の特定求職者雇用開発助成金受給資格決定者を受けた者で受給期間を終え、引き続き雇用さ

れた市民が市内事業所で継続した場合に支給賃金の100分の30（限度額月15,000円）を1年間支給するものです。

昨年は、予算措置にあたり、ハローワークへ助成金利用者を予算編成ギリギリの12月まで確認しました。

今後も、確認可能なデータをハローワーク等にも確認しながら予算措置してまいります。

（西村委員）

この奨励金の対象となるのは55歳から65歳未満の高齢者を雇用した場合ですか。65歳以上の高齢者を雇用した場合に対象とするものはありますか。

（渋谷商工振興課長）

市として65歳以上の助成や補助はありません。

（山口会長）

ハローワークからの紹介が条件ですか。

（渋谷商工振興課長）

そうです。

（山口会長）

他になれば、以上で「高齢者等雇用促進奨励金」を終了し、次の「流山商工会議所事業補助金」について説明をお願いします。

（渋谷商工振興課長）

「流山商工会議所事業補助金」については、本市の商工業の振興に役立てるため、流山商工会議所が行う事業の経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付しております。

具体的な事業としては、流山産業博やスプリングフェスタ等のイベントの開催、様々なセミナー等の開催、業種別の部会運営費補助が主なものです。

平成26年10月1日付けの補助金審議会答申では総合評価はBで、「本市地域経済の振興策の担い手として商工会議所の果たす役割は理解できるが、商工会議所運営は本来は自立が基本である。補助金に頼らない事業運営に向けて、会員増強や事業内容の見直し等により自主財源強化策等事業基盤強化への改善を要望する」との指摘があったところです。

本来は、商工会議所が地域経済の発展と地域活性化の促進を目的とし自主財源を活用して事業を推進していくべくものと考えていますが、商工会議所においては、市の商工行政を主体的かつ補完的な部分を担っており、市からの支援は政策的にも必然性が高いものと考えています。

商工会議所自体が会員の増強や、収益性の高い自主事業を積極的に行い、盤石な財政基盤を確立できるよう引続き助言・指導して参りたいと考えています。

当面は、より補助金の公平性や透明性を担保すべく、補助対象事業の範囲を明確にすること、例えば、飲食費や懇親的経費などの除外規定を設けることなど、平成30年度予算に係る補助金交付要綱の改正に向けて法規担当部署と協議しています。

以上で説明を終わります。

(西村委員)

予算額750万円の中にはどのような事業がありますか。算出基準にある2分の1以内の補助だけでは詳細が分かりませんが。

(柳課長補佐)

色々な事業が行われており、地域振興対策事業としては流山産業博や各種セミナーなどを行っていますが、算出基準の枠の中では件数が多すぎて全部書くのは難しいと思いますが、主な事業を入れるようにしたいと思います。

(山口会長)

商工会議所のホームページなどを見れば分かりますか。

(柳課長補佐)

開催の状況は分かります。ただ、補助金に対して切り取って見ることはできません。

(山口会長)

補助金申請書の中に各事業計画が書かれており、その事業費の2分の1以内ということだと思いますが、この判断はどこがするのですか。

(渋谷商工振興課長)

予算査定の中ですることになります。

(山口会長)

商工会議所の剰余金(繰越金)と補助との関係はどのように考えていますか。

(柳課長補佐)

内部留保資金は、平成28年度では1,200万円位ですが、補助金が入る前に2,000万円程度の支払いがあるので運転資金として、この程度の繰越金は必要と考えています。

(神田委員)

商工会議所の事業というのは盛り上がり欠ける事業だなと思いますが、最近で成功した大きな事業、事例はありますか。

(渋谷商工振興課長)

商工会議所では様々な事業を行っていますが、「まちゼミ」という事業があり、会員のお店で蕎麦打ち体験や美容室で美容に関する体験等、年に2回、春と秋に実施しています。

(中村委員)

それぞれ、お店の雰囲気はあると思いますが、客として入っていくには敷居が高すぎて入りにくい印象がありました。

(渋谷商工振興課長)

実費だけで体験できる事業ですので是非利用してください。もし、敷居が高すぎるなど意見があるようでしたらアンケートに書いていただければと思います。

(神田委員)

女性が一人で行くには勇気がいると思います。もっと、オープンにして商工会議所

のホームページなどでも情報を流し、相手に伝わるような PR が必要だと思います。

(山口会長)

他になければ、以上で「流山商工会議所事業補助金」を終了し、次の「商業振興共同施設設置等事業補助金」及び「商業振興共同施設維持管理費補助金」については関連がありますので併せて説明をお願いします。

(渋谷商工振興課長)

初めに、「商業振興共同施設設置等事業費補助金」では、商業環境の整備によって商業の振興及び市民の利便の向上に寄与するため、商業団体が実施する商業振興共同施設設置等事業に要する経費に対し補助するものとなっています。

平成28年12月21日付けの答申では B 評価で、「当該施設の役割などに一定の評価や事業への理解をするものの、かかる経費施設は自助努力で行うことが基本である」とのご意見を頂き、今後の補助の在り方について、引続き検討することを要望されている。

平成29年度におきましては、松ヶ丘商店会による街路灯のLED化工事、16基を予定しております。

また、初石駅前商店会において、6台の防犯カメラの設置工事が予定されています。これは、平成28年1月10日(日)の夜に、西初石の市道で女性が車にはねられて死亡するいたましい事故がおきました。車はそのまま逃走し、ひき逃げ事件となりました。これを重く見た商店会では、流山警察署からの要請を受け、商業環境の整備として防犯カメラの設置を計画したところです。

最後に、江戸川台学園通り昭和会による、街路灯39基の補修工事です。既存の街路灯は、平成2年に建てられたものであり、四半世紀が経過したことから、腐食等が顕著となったため修繕を要することとなったものです。

なお、修繕工事は本年5月末に終了しております。

次に、「流山市商業振興共同施設維持管理費補助金」については、その目的は、商店街等の商業環境を整備し、商業の振興及び市民の利便性の向上、安心安全なまちづくりに寄与するため、経費の全額若しくは一部を補助するものです。

平成26年12月25日付けの答申においては、C 評価となっており、LED 化済の商店街について2分の1から全額補助へと変更することが大きな理由となっていることに疑問があるとのご意見をいただきました。

担当課としましては、街路灯等の商業振興施設は安心安全なまちづくりの観点から欠かせない街の公益的施設であると思料しております。

かかる状況から、CO2 の削減と省エネ化による電気料軽減、商店街運営基盤の安定化の為、平成27年から3年間、LED化を行った商業団体には全額を補助し、未だLED化していない商業団体には3分の2として3年間補助することとしました。

特例の期間も3年目となったことから、平成30年度からは、当補助金審議会答申も踏まえて補助金交付要綱の時限措置の見直しを検討しております。

以上で説明を終わります。

(西村委員)

共同施設設置事業の中で、補助率が3分の1の事業と10分の3の事業がありますが、その違いは何ですか。

(柳課長補佐)

新設の場合は3分の1で修繕の場合が10分の3となります。また、新設の場合は県との協調補助となります。

(山口会長)

協調補助というのはどういう意味ですか。

(渋谷商工振興課長)

市と同じ額の補助をするということです。例えば、300万円の事業では3分の1補助で100万円となりますが、市が90万円しか補助しないということになれば県も90万円の補助となり、不足する分については商業者が負担することとなります。

(山口会長)

平成26年の答申の中で、LED化した街路灯については2分の1補助だったものを100%補助にするということでしたが、これは変更するのですか。

(渋谷商工振興課長)

街路灯のLED化を促進するため平成27年度から29年度までの3年間に限り100%補助としたところですが、現在、2分の1補助に戻すことを検討しています。

(川上委員)

街路灯の維持管理に対する補助は、ずっと継続されるのか。また、住宅街においても同じような補助があるのか。

(渋谷商工振興課長)

街路灯においては商業振興に加え、市民の安心安全の観点からも、今後も継続して補助していくものです。また、住宅街については防犯灯になりますが、以前は、自治会所有の自治会管理であったため、設置や維持管理に係る経費に対し一部補助をしていましたが、市が、全ての防犯灯をLED化したうえで市の管理としたことから、現在は補助しておりません。

(川上委員)

防犯カメラの設置場所は、だれがどのように決めているのか。また、個人情報との関係や設置の表示などについてはどのように考えていますか。

(渋谷商工振興課長)

防犯カメラの映像については、自治会の役員などが個人的に見られるものではなく、事件などが起きた時に初めて警察の要請に応じて出すもので、規約により閲覧の範囲も決めており個人情報は十分守られていると考えます。また、設置場所等については設置を希望する自治会が警察と協議して決めています。

(山口会長)

他になければ、以上で「商業振興共同施設設置等事業補助金」及び「商業振興共同施設維持管理費補助金」を終了し、次の「商店街空き店舗有効活用事業等補助金」に

ついて説明をお願いします。

(渋谷商工振興課長)

「商店街空き店舗有効活用事業等補助金」につきましては、商店街の活性化を図るため、商業団体等が行う商店街空き店舗有効活用事業及び商業活性化アドバイザー派遣事業に対して補助を行うものです。市の空き店舗支援策としては有効な手段として考えておりますが、この補助が平成19年度に創設され、初めに江戸川台商店街の振興組合が空き店舗を活用したアンテナショップを開業して以来、27度までは5年間、商業団体等からの要望がなかったことから、予算要求はしておりませんでした。平成26年1月に産業競争力強化法が施行され、同年10月に本市も、国から創業支援事業計画の認定を受け、流山商工会議所を認定支援事業者として創業支援事業に取り組んでいます。また、本年4月より、千葉県信用保証協会も認定支援事業者として加え、創業支援の輪を強化しています。

平成28年度の実施内容としては、南流山のシェアオフィス（トリスト）が開業し本年度では、平和台に整骨院が開業し、まもなく焼菓子店や飲食店も開業を予定しているところです。

以上で説明を終わります。

(中村委員)

トリストに対する空き店舗補助金を出しているとのことですが、一部の関心の高い人たちが狭い範囲の中で回しているという印象を受けるのですが、これは尾崎さんに対して行っているものですね。その尾崎さんが、市の創業スクールを担っているとのことですが、尾崎さん含め、その周辺の方が優遇されているような感じがしますが。

(渋谷商工振興課長)

創業スクール事業は平成27年度より実施しており、平成27年度・28年度は、株式会社新閃力代表取締役の尾崎さんにメイン講師をお願いしました。こうした実績や経験を踏まえ、本年度は創業スクールに加え交流会、創業スクール生のサポートを企画し、一体的な運営が必要であることから株式会社新閃力に業務を委託しました。

また、当該補助金の実施にあたりましては、現在、尾崎さんも含め3件が実施並びに予定されていますが、一人は商工会議所の創業塾卒業生、一人は東京からの移転されてきた方など様々な方が空き店舗補助金を活用しています。

(山口会長)

他になれば、以上で商工振興課のヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【商工振興課 退室】

(山口会長)

本日までのヒアリング分の評価表の提出ですが、23日までに事務局へメールで提出をお願いします。

以上で、第7回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 1 5 時 2 0 分

流山市補助金等審議会
会長 山口 今朝勝